

大島地域食育支援体制推進要領

1 趣旨

近年、農林水産業・農山漁村の持つ多面的機能が注目され、食料生産のみならず国土保全、水源かん養、景観形成、伝統・文化の保存継承、都市住民への保健・休養の場の提供などのほか、生産活動体験等が子どもたちの人格の形成にも重要な役割を果たしている。

このため、関係機関・団体による「食育」に係る支援体制を整備することにより、将来の社会を担う子どもたちに、農林水産業・農山漁村の役割、食の楽しさや大切さ、食と健康などについて理解を促す機会を創出する。

2 食育支援の種別と内容

種別区分	農業	林业	水産業	流通・加工食と健康
生産活動体験	野菜等の種まきから収穫までの作業体験など	植林や椎茸の種駒打ち込み作業等の体验など	定置網・地引き網による魚獲り及び稚魚等の放流体験など	
出前授業	農業の役割と農産物の生産や流通の仕組みなど（フリーアレンジメント体験も含む）	森林の役割や木材・椎茸などの生産と流通の仕組みなど	水産業の役割や水産物の生産と流通の仕組みなど	食と健康や、食文化等に関する講話など
施設見学	栽培施設や食品加工施設、青果市場、家畜市場、農産物集選果施設、畠地かんがい施設等の現地見学	木材加工施設、特用林産物加工施設等の現地見学	魚市場や水産加工施設、養殖施設等の現地見学	食品関連企業（漬物工場、焼酎工場、量販店等）の施設等の現地見学
調理・加工体験	生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される農産物を利用した調理・加工体験	生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される特用林産物を利用した調理・加工体験	生産活動体験で漁獲された生産物や地域で獲れた魚介類を利用した調理・加工体験	
情報提供	授業の教材になるような資料やパネル等の貸出及び提供、各施設や関係団体等の仕事内容の紹介DVD等の提供等			

3 対象者

- (1) 市町村教育委員会を通じて申込みのあった小学校、中学校等の児童生徒、教師及び

保護者

- (2) 上記(1)以外の者。保育所、幼稚園、私学の小・中学校、高等学校、大学等の生徒等、教師及び保護者とする。

4 食育支援リストの作成及び整備

食育支援リストの作成及び整備は、以下の手順で実施する。

- (1) 大島支庁農林水産部農政普及課（以下、「農政普及課」という。）は、食育支援を実施する前年度の8月末までに関係機関・団体に食育支援リスト（様式1）の作成、見直しを依頼する。
- (2) 関係機関・団体は、食育支援リストを毎年見直し、本人の同意を得た上で、食育支援を実施する前年度の9月末までに農政普及課に提出する。
- また、食育支援者（以下、「支援者」という。）を新たに追加する場合は、当該支援者は「食育支援リスト登録用紙」（様式2）を作成し、農政普及課へ提出する。

5 食育支援の連携

食育支援の実施に当たっては、大島教育事務所（以下、「教育事務所」という。）や市町村教育委員会と連携を図るとともに、市町村や農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、九州農政局鹿児島県拠点、農林水産高校等食育の支援を実施している関係機関・団体と連携・協力して支援を実施する。

また、生産活動の体験等については、農林漁業者や食育に取り組んでいる団体・個人、流通・加工関係者等の協力を得て実施する。

6 食育支援の窓口

食育支援の総合窓口は、農政普及課とし、支援の申込みに対する対応の分担等については、農政普及課と教育事務所が調整する。

7 食育支援の手続き及び調整

【公立小中学校からの食育支援の申込み：要領3の(1)】

(1) 食育支援の申込み

- ① 農政普及課は、食育支援を実施する前年度の10月末日までに食育支援リスト（様式1）を教育事務所に提出する。
- ② 教育事務所は、市町村教育委員会を通じて、各小中学校へ、食育支援リスト（様式1）及び「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-1）を送付する。
- ③ 食育支援を希望する学校は、「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-1）を12月10日までに、市町村教育委員会へ提出する。
- ④ 食育支援リストの内容に関する問合せは、食育支援リストの窓口担当等が対応する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、小中学校から提出された「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-1）を、「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3-2）にとりまとめ、必要に応じて推薦及び特記事項を記載のうえ、12月20日までに、教育事務所に提出

する。

- ⑥ 教育事務所は、市町村教育委員会から提出された「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3－2）を、「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3－3）にとりまとめ、必要に応じて特記事項を記載のうえ、12月28日までに、農政普及課に提出する。

(2) 食育支援の決定

- ① 農政普及課は、支援者と調整し、食育支援を実施する前年度の2月10日までに、「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3－3）により教育事務所に通知するとともに、支援者へ「食育支援依頼書」（様式4）により依頼する。
- ② 教育事務所は、農政普及課からの通知を受けて、市町村教育委員会及び小中学校へ「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3－2）を送付する。
- ③ 市町村教育委員会は、教育事務所からの通知を受けて、小中学校へ「食育支援申込書兼決定通知書」（様式3－1）を送付する。

(3) 各学校と支援者との連携

食育支援の決定通知を受けた小中学校は、支援者に連絡し、日程や内容などの詳細を打合せ、効果的な食育活動の実践に努める。

【公立小中学校以外の一般対象者からの食育支援の申込み：要領3の(2)】

- (1) 農政普及課は、公立小中学校以外の一般対象者から食育支援の申込があった場合について、「食育支援申込書兼決定通知書」（様式5）により申込を受け付ける。
- (2) 農政普及課は、支援者と調整し、「食育支援申込書兼決定通知書」（様式5）により支援の可否を通知するとともに、支援者へ「食育支援依頼書」（様式4）により依頼する。
- (3) 食育支援の決定通知を受けた支援申込者は、支援者に連絡し、日程や内容などの詳細を打合せ、効果的な食育活動の実践に努める。

8 食育支援にかかる経費

食育支援にかかる支援者への謝金、旅費、傷害保険料や、種苗費、土代、肥料代など材料等に係る経費は、食育支援を受ける対象者が負担する。

9 食育支援実績報告書の提出

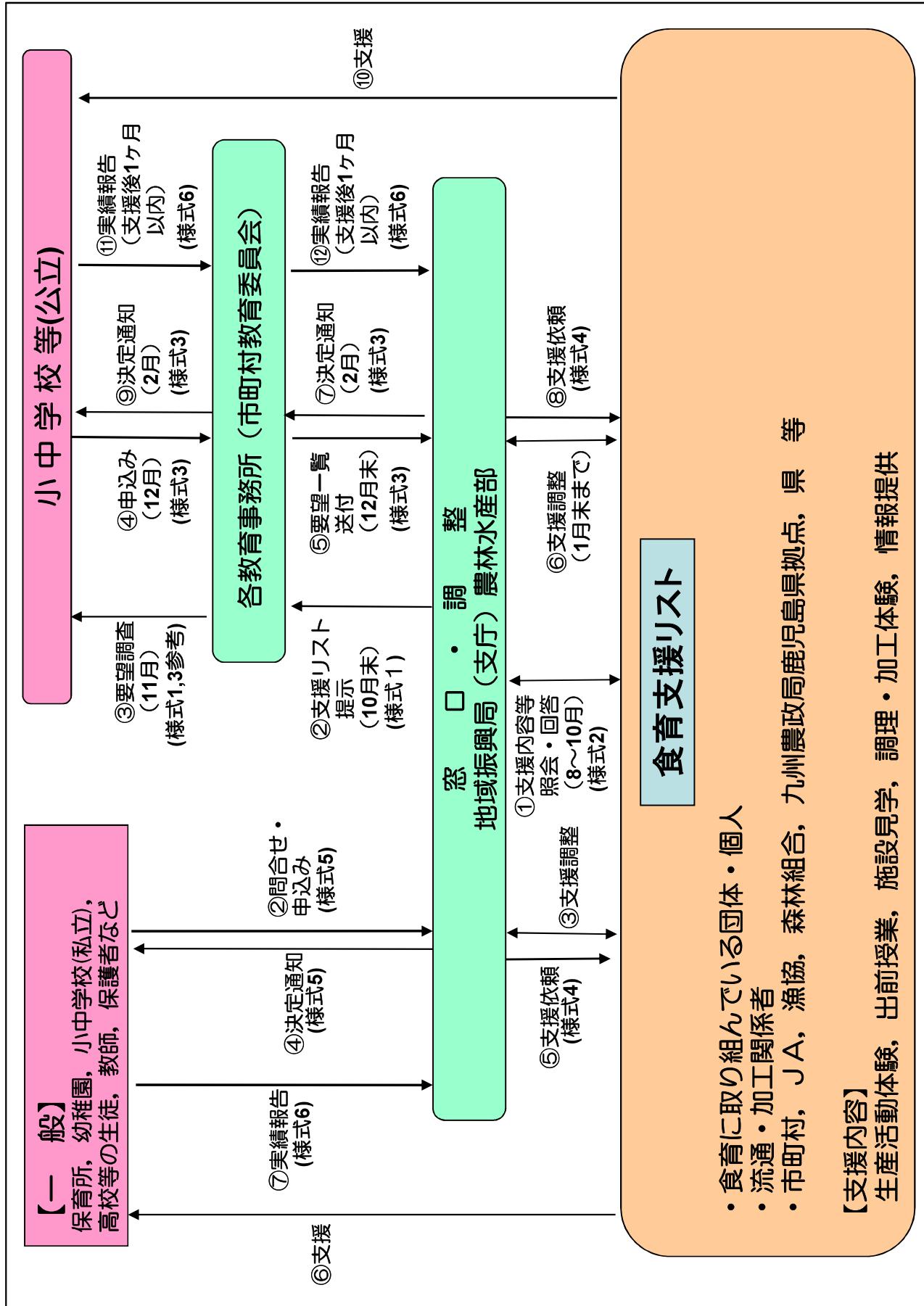
- (1) 支援を受けた小中学校は、市町村教育委員会を経由して、支援を受けた日から1か月以内に「食育支援実績報告書」（様式6）を教育事務所に提出する。
教育事務所は、「食育支援実績報告書」（様式6）を農政普及課に進達する。
- (2) 一般対象者は、支援を受けた日から1か月以内に「食育支援実績報告書」（様式6）を農政普及課に提出する。

10 その他

この要領に規定のない事項については、必要に応じて関係機関で調整を図り決定する。なお、別途各種事業で実施している食育の支援については、この要領の対象外とする。

附則 この要領は、平成21年12月1日から適用する。
この要領は、平成28年12月20日から適用する。
この要領は、令和4年12月21日から適用する。
但し、令和5年度に実施する食育支援の申込時期等については、農政普及課と教育事務所との協議により、別途、定めることとする。

大島地域食育支援体制



大島地域食育支援リスト

【様式1】

種 別		区 分		市町村及び 地区名等		氏名または 企業・団体名等		窓口担当		連絡先		支援者		支援できる内容 施設の内容		支援可能な範囲 (1小学校区域、2市 町村区域、3隣接市 町村区域、4県全域 から選択してください)		備 者	
農業	林業	水産業	流通・ 加工・ 生産活動	出前授業 体験	施設見学	調理・ 加工体験	情報提供	△△町□□	○	△△町□□	○	△△町□□	○	○○○-△△△-□□□	さつまいも植付、収穫体験	3 隣接市町村区域	支援可能な範囲 (1小学校区域、2市 町村区域、3隣接市 町村区域、4県全域 から選択してください)	支援可能な範囲 (1小学校区域、2市 町村区域、3隣接市 町村区域、4県全域 から選択してください)	
○					○										野菜選果場の見学、野菜についての説明	2 市町村区域	11月～5月		
○					○			☆☆町◇◇		○○○農協				JA職員	JA職員、青壯年部員、女性部員等による指導	2 市町村区域	通年		
○					○	○	○			○○農課 担当○○				農産物の栽培から収穫、調理までの一貫した指導(年5回程度)	2 市町村区域				
														栽培指導は農業青年クラブ員を紹介	農業全般について	3 隣接市町村区域	周年可		
														農政系 担当■■	☆☆-△△△-○○○				
														●●●-×××-*-**	水産業全般について	2 市町村区域	要相談		
														■■■-△△△-○○○	地産地消料理指導、食事バランスガイドについて	1 小学校区域	食生活改善推進員		
0	0	0	1	1	2	3	2	2	2	0	0	0	0						

※ 支援者には、実際に指導に携わる人がわかるような記載をしてください。

※ 備考欄には、指導農業士や女性農業経営士、食生活改善推進員等の役職又は支援可能な時期や対応可能人数等を記入してください。

食育支援リスト登録用紙

フリガナ 氏名又は企業・団体名		(個人の場合)所属団体等: (企業・団体の場合) 代表者名: 担当者名:	
住 所 ※公開は市町村まで		〒 —	
		お近くの小学校名 (小学校)	
※ 連絡 先	電 話	連絡可能な時間帯 (: ~ :)	
	F A X	Eメール	
活動可能範囲 支援可能な活動範囲 について○印を付けてください。		1. 上記住所のある小学校区域 2. 上記住所のある市町村区域 3. 隣接する市町村区域 4. 鹿児島県全域	
該当する番号に○印を付けてください。(複数可)		種 別	1. 農業 2. 林業 3. 水産業 4. 流通・加工 5. 食と健康
		支 援 内 容	1. 生産活動体験 (農産物の栽培指導, 植林や椎茸の種駒打ち指導, 定置網や地曳網の魚獲り指導等) 2. 出前授業 (地域農林水産業の役割, 農林水産物の生産・流通の仕組み, 食と健康, 食文化などの講話等) 3. 施設見学 (栽培施設, 農産物集選果施設, 都市農村交流施設, 魚市場, 養殖施設, 木材・特用林産物・水産加工施設, 食品関連企業等) 4. 調理・加工体験 (生産活動体験で収穫した農林水産物の調理・加工指導, 郷土料理や伝統食材を活用した料理教室等) 5. 情報提供 (授業の教材になるような資料やパネル等の貸出及び提供, 各施設や関係団体等の仕事内容の紹介DVD等の提供等)
支援をお願いする際の情報となりますので, なるべく詳しく記載してください。		◇対応可能な支援内容について、具体的にお書きください。 ◇支援受け入れの際の条件や留意点等をお書きください。 対応可能人数: (人) 対応可能時期: () 所要時間: (時間) 必要経費: () (例) 苗代: ○円／1人 (例) 体験受入料: ○○円／1回 その他:	
		◇経験・資格等がありましたらお書きください。	

※ 記載いただいた個人情報は、食育支援に関する業務にのみ使用し、他の目的に使用することはありません。なお、食育支援が決定した場合、支援者へ連絡先をお知らせしますので御了承ください。

様式3参考①（食育支援申込の周知）

（元号）〇年〇月〇日

各市町村教育委員会教育長 殿

大島教育事務所長

（元号）〇年度食育支援申込について（照会）

大島地域では、各機関・団体等の支援を受け、食育支援リストを作成し、小中学校等での食育支援を推進しているところです。

については、（元号）〇年度の食育支援について、貴市町村の要望をとりまとめのうえ、下記により提出してください。

記

- 1 提出資料 食育支援申込書兼決定通知書（様式3-1, 3-2）
- 2 提出期限 （元号）〇年〇月〇日
- 3 提出先 大島教育事務所
- 4 添付資料
 - (1) 大島地域食育支援体制推進要領
 - (2) 大島地域食育支援リスト

様式3参考②（食育支援申込の周知）

（元号）〇年〇月〇日

各小中学校長 様

〇〇市町村教育委員会教育長

（元号）〇年度食育支援申込について（照会）

大島地域では、各機関・団体等の支援を受け、食育支援リストを作成し、小中学校等での食育支援を推進しているところです。

については、（元号）〇年度に食育支援を希望する場合は、下記により提出してください。

記

- 1 提出資料 食育支援申込書兼決定通知書（様式3－1）
- 2 提出期限 （元号）〇年〇月〇日
- 3 提出先 各市町村教育委員会
- 4 添付資料
 - (1) 大島地域食育支援体制推進要領
 - (2) 大島地域食育支援リスト

食育支援申込書兼決定通知書

(元号) ○年○月○日

○○市町村教育委員会教育長 殿

所在地：
学校等名：
代表者名：校長
連絡先：

大島地域食育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。
記

市町村名	学校名	支援希望企業・団体名等	種別			メニュー			支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びねらい	担当者名	連絡先	支援の可否	支援者
			農業	林業	水産業	流通・加工・販売	生産活動	施設・設備										
(例) ○○市	(例) ○○小	J A O O	○			○			7月	果樹の生産と流通	学校	小5	20	地域の気候に合った作物づくり やスマート農業など最先端の農業についての理解	○○教頭 電話：○○-○○○○		団体名等： 担当者名： 連絡先：	

食育支援決定通知

(元号) ○年○月○日

○○学校長 殿

貴校の食育支援申込について、大島地域食育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否が決定しました。
(支援可の場合)
ついては、効果的な食育活動が実践できるよう、食育支援者に連絡のうえ、食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。
なお、支援を受けた日から1ヶ月以内に食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

○○市町村教育委員会教育長

様式 3－2 (市町村教育委員会・教育事務所用)
教育支援申込書兼決定通知書 (○○市町村教育委員会)

(元号) ○年○月○日

大島 教育事務所長 殿

○○市町村教育委員会教育長

担当者：
連絡先：

大島地域教育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

市町村名	学校名	支援希望企業・団体名等	種別			メニュー			支援の内容	場所	主な対象年齢	人数	趣旨及びねらい	担当者名連絡先	推薦	特記事項	支援の可否	支援者
			農業	水産業	林業	流通、加工、販売	生産活動	施設見学										

教育支援決定通知

(元号) ○年○月○日

○○市町村教育委員会教育長 殿

貴教育委員会の教育支援申込について、大島地域教育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否が決定しました。
(支援可の場合)
ついては、効果的な教育活動が実践できるよう、教育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。
なお、支援を受けた日から1ヶ月以内に教育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

大島 教育事務所長

食育支援申込書兼決定通知書（大島教育事務所）

(元号) ○年○月○日

大島支庁 農政普及課長殿

食育支援申込書兼決定通知書（大島教育事務所）

(元号) ○年○月○日

大島 教育事務所長

担当者 :

連絡先 :

大島地域食育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

市町村名	学校名	支援希望企業・団体名等	種別	メニュー				支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びねらい	担当者名 連絡先	農政普及課			
				生産活動	流通・加工	調理加工	施設見学								推薦	特記事項	支援可否	支援者

食育支援決定通知書

(元号) ○年○月○日

大島 教育事務所長

貴教育事務所の食育支援申込について、大島地域食育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否を決定しました。
 (支援可の場合)
 ついては、効果的な食育活動が実践できるよう、食育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。
 なお、支援を受けた日から1ヶ月以内に食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

大島支庁 農政普及課長

食育支援依頼書

様式4 (支援者への通知用)

(元号) ○年○月○日

様

大島支庁 農政普及課長

担当者：
連絡先：

このことについて、下記のとおり支援希望がありましたので、対応くださるようお願いします。
なお、日程や内容等については、支援依頼者から直接連絡があります。調整のうえ、御支援くださるようお願いします。

記

1 支援依頼内容等

市町村名	学校名等	種別		メニュー		支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びねらい	担当者名 連絡先	備考
		農業	林業	水産業	生産活動								

(元号) ○年○月○日

食育支援申込書兼食育支援決定通知書

大島支庁 農政普及課長殿

所在地：
団体等名：
代表者名：
連絡先：

大島地域食育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり申しこみます。

記

市町村名	団体等名	支援希望企業・団体名	業種別	メニユー				支援の内容	場所	主な対象年齢	人数	趣旨及びねらい	担当者名連絡先	支援の可否	支援者
				水産業	林業	農業	生産活動								
(例) ○○市	(例) ○○幼稚園	J A	○			○		4月 さつまいもの植付指導	園の畑	年長	20	さつまいもの植付を通じて、食べ物の大切さを知る	○○副園長 電話：○○-○○○○		

食育支援決定通知書

(元号) ○年○月○日

様

食育支援申込について、大島地域食育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否を決定しました。
 (支援可の場合)
 については、効果的な食育活動が実践できるよう、食育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。
 なお、支援を受けた日から1ヶ月以内に食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

大島支庁 農政普及課長

教育支援実績報告書

様式 6 (実績報告書)

(元号) ○年○月○日

〇〇市町村 教育委員会教育長 殿
大島 教育事務所長 殿
大島支庁 農政普及課長 殿

所在地：
学校等名：
代表者名：
連絡先：

大島地域教育支援体制推進要領第9の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 支援内容等

月日	学年等	人数	実施場所	農業	林業	水産業	流通・加工・販売	生産活動	メニュー		趣旨及びねらい	内 容	支援団体等	
									前授業	施設見学	調理加工	情報提供		

2 効果（対象者の変化など）

※写真（カラー）、資料等を添付してください。
※提出期限：実施後1ヶ月以内